

## **第3章 私立学校の認可・指導と動向**

## 第3章 私立学校の認可・指導と動向

### 1 私立学校の認可・指導

#### (1) 私立学校と学校法人（設置者）

私立学校とは、国や地方公共団体が設置する国・公立の学校に対して、学校法人が設置する学校であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園がこれに当たる。教育基本法第6条1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであり、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と定め、私立学校法第3条において、学校法人とは、私立学校の設置を目的として設立される法人であると、定義付けている。学校法人は、その設置する私立学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除き、当該学校の経費を負担することになっている（学校教育法第5条）。

この他、学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校があり、これらの学校の設置のみを目的とする「準学校法人」についても規定されている（私立学校法第64条第4項）。

また、学校法人（準学校法人を含む。）以外の法人は、その名称中に学校法人という文字を使用することが禁止されている（私立学校法第65条、第67条）。その他、私立学校は、国・公立の学校と同様に、憲法、教育基本法及び学校教育法の適用を受ける。

なお、平成24年8月に可決成立したいわゆる子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（うち私立学校法）の改正により、幼保連携型認定こども園が私立学校に加わった。幼保連携型認定こども園は、改正法の施行日以後は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に設置の根拠を置く、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ单一の施設となり、福祉保健局少子社会対策部が所管する。

#### [特 性]

国・公立の学校が、国又は地方公共団体の設置する施設として公費で賄われるものであるのに対して、私立学校は、個人の寄付財産等により設立され、運営されることを原則とする。私立学校において設立者の建学の精神や独自の校風が重んじられ、所轄庁による規制ができるだけ制限されているのも、この特性によるものである。

#### [自主性]

私立学校は、個人の寄付財産等により設立されるものであることに伴い、その運営も自立的に行われる。私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べ、所轄庁の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、私立学校関係者及び学識経験者

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

---

によって構成される私立学校審議会の意見を聽かなければならないとされている。

#### [公共性]

私立学校は、公教育の一翼を担っている点においては、国・公立の学校と変わりなく、「公の性質」を持つとされている。私立学校法は、私立学校の公共性を高めるため、私立学校の設置者として、旧来の民法上の財団法人に代わって学校法人という法人制度を創設し、その組織・運営等について定めている。主な内容は、

- ① 学校法人が解散した場合、残余財産の帰属を定め、財産の恣意的処分を防止している。
- ② 運営の公正を期するために、役員数を法定し、役員が特定の同族によって占められることを禁じ、また、各1名ずつの外部理事、外部監事の選任を義務付けている。
- ③ 業務執行の諮問機関として、評議員会の設置を義務付けている。
- ④ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付けている。

等であり、こうした法的規制を加えることで、公共性の確保を図っている。

#### [収益事業]

学校法人は、設置する私立学校の教育に支障のない限りで、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益事業を行うことができる（私立学校法第26条）。

## (2) 所轄庁の権限

### [都における所轄庁]

所轄庁は、所轄する私立学校や学校法人に対し、認可や諸届けの受理、その他これらの事務に伴う指導を行っている。

所轄庁は学校と学校法人ごとに分かれており、都においては次のとおりである。

<表3-1>所轄庁

所轄庁	私 立 学 校	学 校 法 人
文部科学大臣	○大学・短期大学 ○高等専門学校	左記の学校及び併せてこれら以外の学校を設置する法人
都知事	○小・中・高校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、外国人学校 ○市地域にある教員免許・資格取得の認定又は指定のある専修・各種学校 ○町村地域にある幼稚園、専修・各種学校	文部科学大臣所轄の法人以外の学校法人
区長 市長	○東京都条例(※)により定められている 幼稚園、専修・各種学校	

(※) 東京都条例・・・特別区：特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

・・・市：市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

所轄庁の権限の概要は図3-1に示すとおり、学校教育法及び私立学校法に基づくものと私立学校振興助成法に基づくものとがある。

### [学校教育法及び私立学校法上の権限]

学校教育法及び私立学校法では、所轄庁の権限として、

- ① 学校の設置・廃止・設置者変更等の認可（学校教育法第4条・第130条・第134条2項）
- ② 学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、又は6ヶ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令（学校教育法第13条）
- ③ 学校法人の設立認可（私立学校法第31条）
- ④ 法人の解散命令（私立学校法第62条）
- ⑤ 教育の調査、統計、その他に關し必要な報告書の提出を求める（私立学校法第6条）
- ⑥ 学校法人が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときの措置命令（私立学校法第60条1項）
- ⑦ 学校法人が、措置命令に従わないときの役員の解任勧告（私立学校法第60条9項）
- ⑧ 業務・財産状況の報告徵収又は立入検査（私立学校法第63条）

等が規定されているが、学校の設置廃止に係る認可等や、学校法人に対する措置命令、役員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならぬこととなっている。

なお、学校教育法第14条に規定している設備・授業等の変更命令については、私立学校の自主性の観点から私立学校には適用されない（私立学校法第5条）。

学校及び学校法人に関する諸届けの受理や認可等については、次に掲げる法令等に基づく権限がある。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－2＞法令等に基づく権限

小・中・高等学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法及び私立学校法等</li><li>・高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）</li><li>・高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）</li><li>・小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）</li><li>・中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）</li><li>・特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）</li><li>・東京都私立高等学校等設置認可基準（6総学二第1273号）</li><li>・東京都私立高等学校等収容定員変更認可基準（6総学二第1274号）</li><li>・東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準（15生文私行第2845号）</li><li>・東京都学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準（6総学二第1272号）</li></ul>
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法及び私立学校法等</li><li>・幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）</li><li>・東京都私立幼稚園設置認可取扱内規（50総学二第765号）</li><li>・東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規（元総学二第1051号）</li><li>・新たに幼稚園を設置することを目的とする学校法人の設立認可取扱内規（50総学二第718号）</li></ul>
専修・各種学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法及び私立学校法等</li><li>・専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）</li><li>・各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）</li><li>・東京都私立専修学校設置認可取扱内規（50総学二第871号）</li><li>・東京都私立専修学校設置認可取扱要領（元総学二第138号）</li><li>・私立各種学校規程施行内規（34総私二発第2号）</li><li>・外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規（27生私行第3126号）</li><li>・準学校法人設立認可基準（36総私二発第41号）</li><li>・東京都準学校法人設立認可取扱内規（56総学二第242号）</li></ul>

#### 【東京都私立学校審議会】

都道府県知事は、所轄の私立学校について、設置、廃止、閉鎖命令等を行う場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならぬことになっている（私立学校法第8条第1項）。

東京都私立学校審議会は、私立学校法第9条により必置となっている知事の諮問機関であり、私立学校の設置、廃止、設置者変更及び学校法人設立の認可等について審議するとともに、私立学校に関する重要事項を知事に建議することができる（活動状況については、表3－3のとおり）。

#### 【私立学校振興助成法上の権限】

私立学校振興助成法は、私立学校が明確な法的根拠の下で国や地方公共団体からの財政援助を受け、教育条件の向上や在学する児童生徒等の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めることを目的としている。そして、同法第12条は、この法律により助成を受ける学校法人に対して、所轄庁（都知事）が次の権限を有することを規定している。

- ① 法人からその業務、会計の状況に関し報告を徴し、又は法人関係者への質問や帳簿等の検査をすること。
- ② 学則の収容定員を著しく超えて入学、入園させた場合に、是正を命令すること。
- ③ 法人の予算が助成の目的に照らして不適当と認める場合に、予算の変更を勧告すること。

- ④ 法人の役員が法令や法令に基づく所轄庁の处分又は寄附行為に違反した場合に、当該役員の解職を勧告すること。

また、同法第14条では、経常費補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書等財務計算に関する書類、収支予算書を作成し、所轄庁に届け出なければならない旨が規定されている。

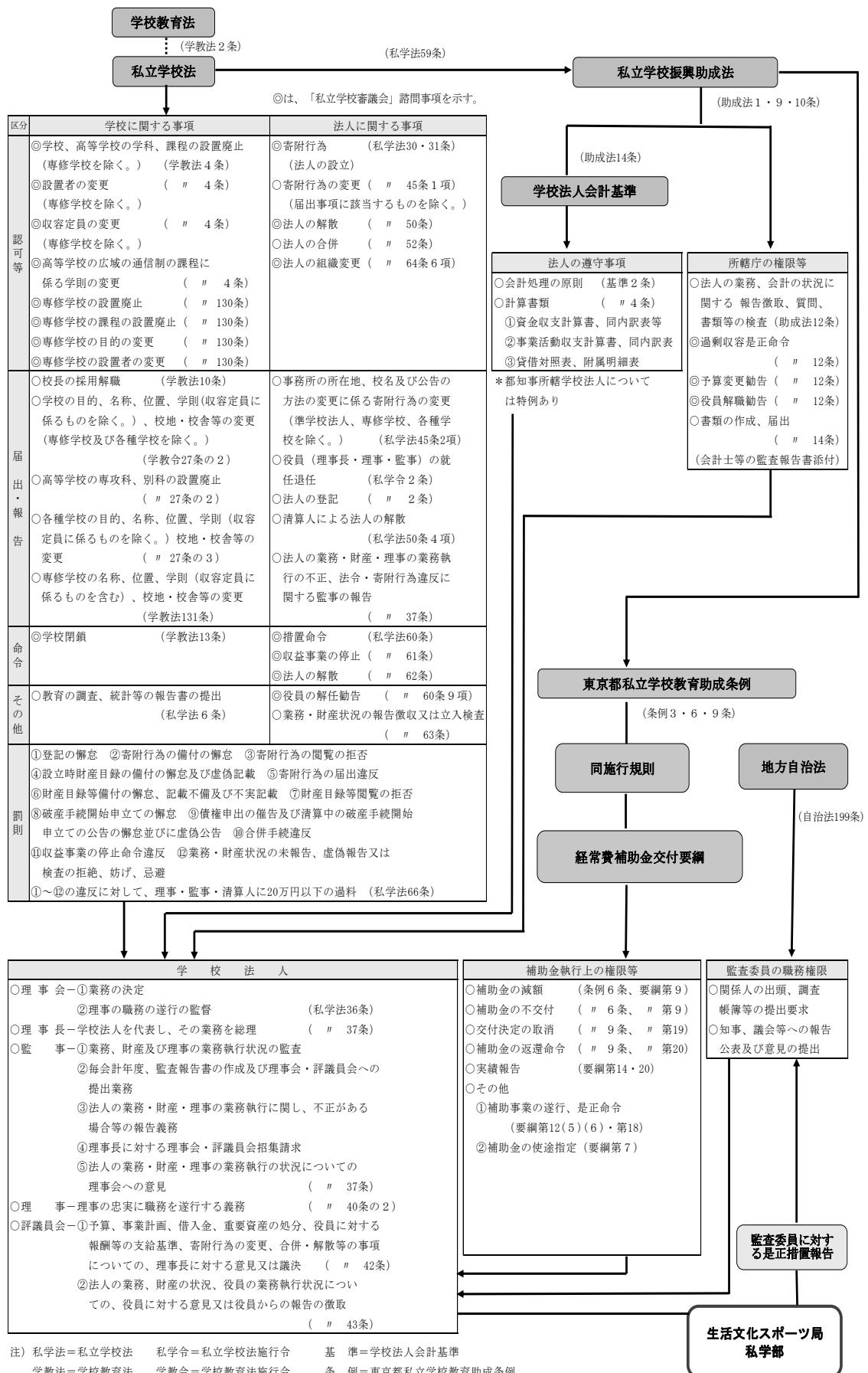
#### [補助金執行上の取扱い]

都では、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の振興を図るため東京都私立学校教育助成条例及び私立学校経常費補助金交付要綱を制定し、学校法人に対する助成に関し、必要な事項を定めている。

この中で、補助金の適正執行を期す観点から、所轄庁（都知事）には、補助金の減額及び不交付、交付決定の取消し及び補助金の返還命令等の権限が定められている。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<図3-1>法令上の権限及び補助金執行上の取扱い



注) 私学法=私立学校法 私学令=私立学校法施行令 基 準=学校法人会計基準  
学教法=学校教育法 学教令=学校教育法施行令 条 例=東京都私立学校教育助成条例  
助成法=私立学校振興助成法 自治法=地方自治法



## 2 学校法人の会計・財務

### (1) 学校法人会計基準の概要

経常費補助金を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書等財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、所轄庁に届け出る義務がある（私立学校振興助成法第14条）。

また、経常費補助金を受けていない学校法人（いわゆる準学校法人や、子ども子育て支援新制度により施設型給付を受ける学校法人等）の会計処理も学校法人会計基準に準拠することを原則としている。

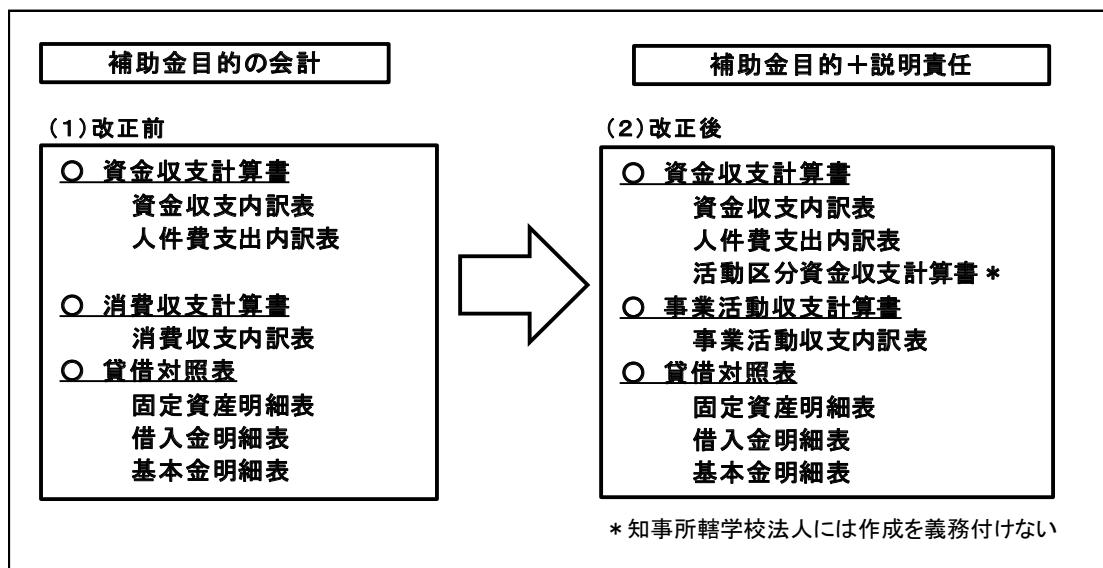
### [学校法人会計基準改正の趣旨]

学校法人会計基準制定以前は、学校の会計処理のルールは各学校によってまちまちであったが、私立学校への公費助成の前提として、昭和46年に学校法人会計基準が制定された。

以来、私立学校の経理を適正化し、財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着してきたが、制定以来40年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、様々な会計基準の改正及び私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、学校法人の経営状態について、社会に分かりやすく説明する仕組みが求められるようになった。

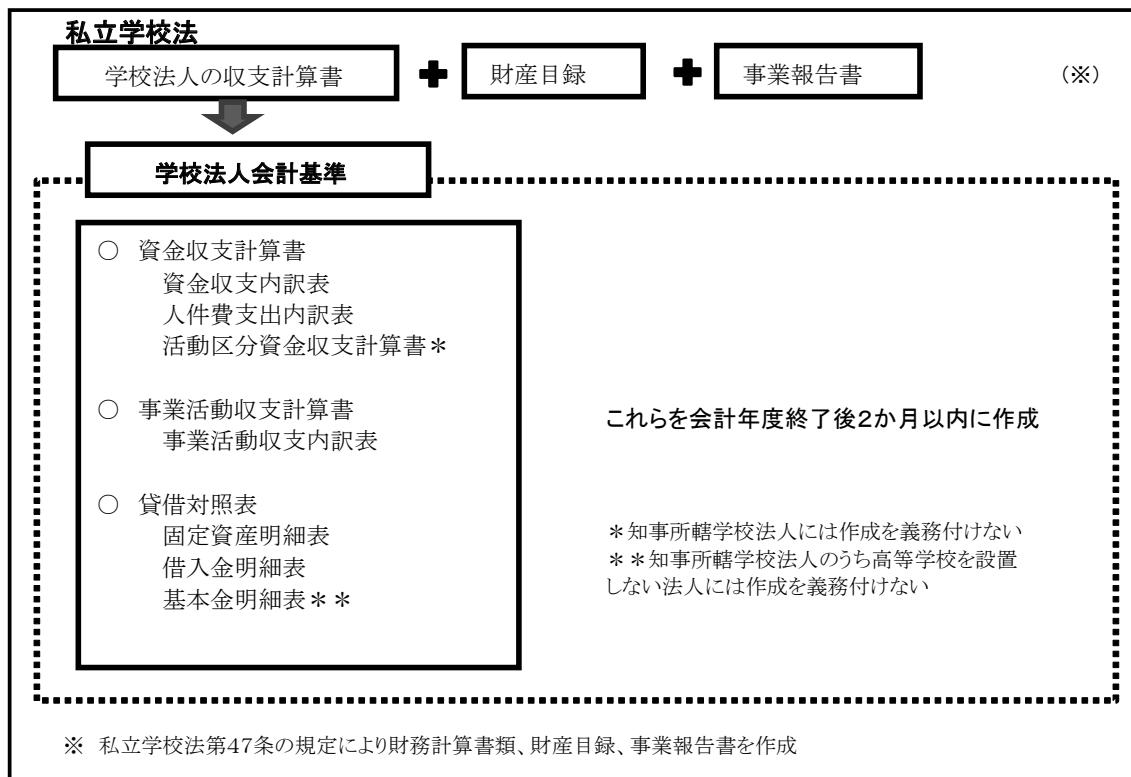
こうした趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること等の大規模な改正を行うこととなり、平成25年4月、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第15号）が公布され、平成27年4月に施行され、平成28年度から知事所轄法人も含め全学校法人に適用された（図3-2及び図3-3のとおり）。なお、計算書類の種類と目的は、図3-4のとおりである。

<図3-2>改正の概要

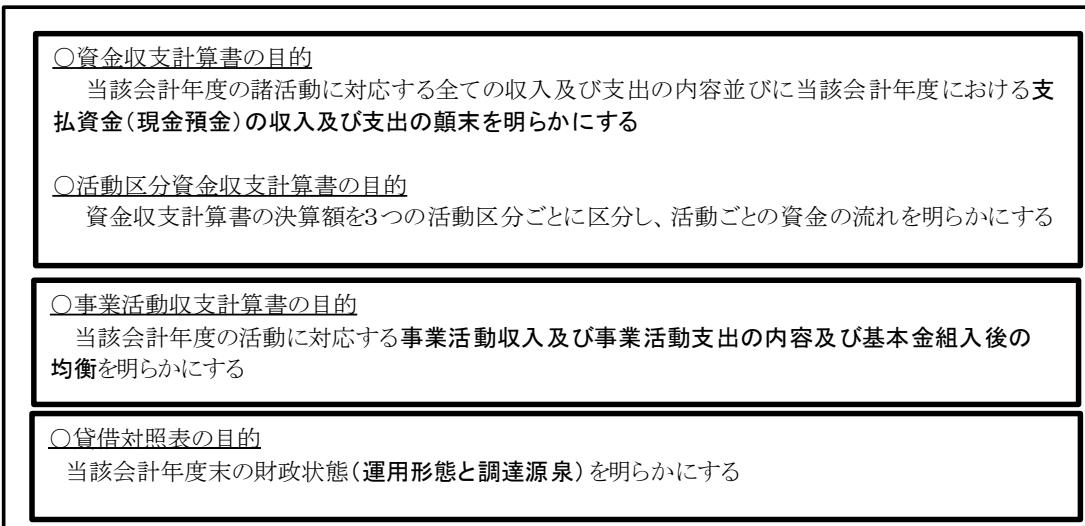


#### <図3-3>学校法人会計の体系

(学校法人の会計年度は4月1日から翌年3月31日まで) (私立学校法第49条)



#### <図3-4>学校法人の財務計算書類の目的



また、学校法人は、私立学校法第47条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監事による監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供することが義務付けられている。なお、知事所轄法人においては、役員等名簿を除く財産目録等について、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供することが義務付けられている。

#### (2) 私立学校の財務状況

都では、都内の私立幼稚園（学校法人立）、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の財務状況を把握するため、学校法人から提出された計算書類を集計している。

令和3年度決算の集計結果は次のとおりである。

ただし、

- ① 学校法人は都知事所轄法人のみを集計し、私立学校は文部科学大臣所轄法人、道府県知事所轄法人が都内に設置する私立学校を含めて集計している。
- ② 令和3年度に経常費補助金を受けた学校のみを対象としているため、令和3年度以前に「子ども子育て支援新制度」に移行した幼稚園は集計から除外している。
- ③ 以上の集計方法をとったため、学校基本調査等とは計数が異なる場合がある。
- ④ 表示が千円単位のもの、伸び率、構成比等はいずれも項目ごとに端数を四捨五入している。従って、各項目の合計は計欄と一致しない場合がある。

##### ア 決算の概況

- ① 財務の弾力性を示す事業活動収支差額比率（事業活動収入に対する基本金組入前当期収支差額が占める割合で、この比率が大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕があるとみなされる。マイナスとなった場合は基本金組入前の段階で既に支出超過の状況であり、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫されているとみなされる）は、学校種別にみると幼稚園7.2%、小学校7.6%、中学校7.8%、高等学校2.1%であった。
- ② 事業活動収入に占める割合が一番大きいのはどの学校種でも学生生徒等納付金で、幼稚園49.7%、小学校64.0%、中学校62.7%、高等学校53.2%である。これに次いで大きな割合を占める補助金の割合は、幼稚園33.8%、小学校21.7%、中学校28.1%、高等学校38.2%であった。（補助金＝経常費等補助金+施設設備補助金）
- ③ 事業活動支出に占める割合が大きいのは、どの学校種でも人件費であり、幼稚園66.9%、小学校63.5%、中学校62.9%、高等学校65.2%であった。
- ④ 貸借対照表における小中高校法人一法人当たりの繰越収支差額は、前年度と比べ1億500万円減少し、約マイナス7億6千万円であった。また、幼稚園法人一法人当たりの繰越収支差額は、約900万円減少し、約5,400万円であった。

## イ 資料

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 事業活動収支の科目別、学校種別構成比の年度別推移        | 図 3-5 |
| ② 令和3年度事業活動収支内訳表（一校・園当たりの平均）      | 表 3-4 |
| ③ 令和3年度事業活動収支内訳表（一生徒・児童・園児当たりの平均） | 表 3-5 |
| ④ 令和3年度貸借対照表（幼稚園法人一法人当たり）         | 表 3-6 |
| ⑤ 令和3年度貸借対照表（小中高校法人一法人当たり）        | 表 3-7 |

## 【令和3年度決算集計に係る用語の解説】

## [教育活動収支]

経常的な事業活動収入および事業活動支出のうち、教育活動外に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたもの。

## [教育活動外収支]

経常的な財務活動（資金調達および資金運用に係る活動）および収益事業に係る事業活動収支。

## [特別収支]

特殊な要因によって一時的に発生したもの。「資産売却差額」「施設設備寄付金」「現物寄付」「施設設備補助金」「資産処分差額」「過年度修正額」「災害損失」等

## [事業活動収入計]

「教育活動収入計」+「教育活動外収入計」+「特別収入計」である。旧学校法人会計基準では「帰属収入」と呼ばれていた。

## [事業活動支出計]

「教育活動支出計」+「教育活動外支出計」+「特別支出計」である。旧学校法人会計基準では「消費支出」と呼ばれていた。

## [基本金組入前当年度収支差額]

「事業活動収入計」-[事業活動支出計]である。当該年度の収入が支出より多ければプラス、少なければマイナスとなる。

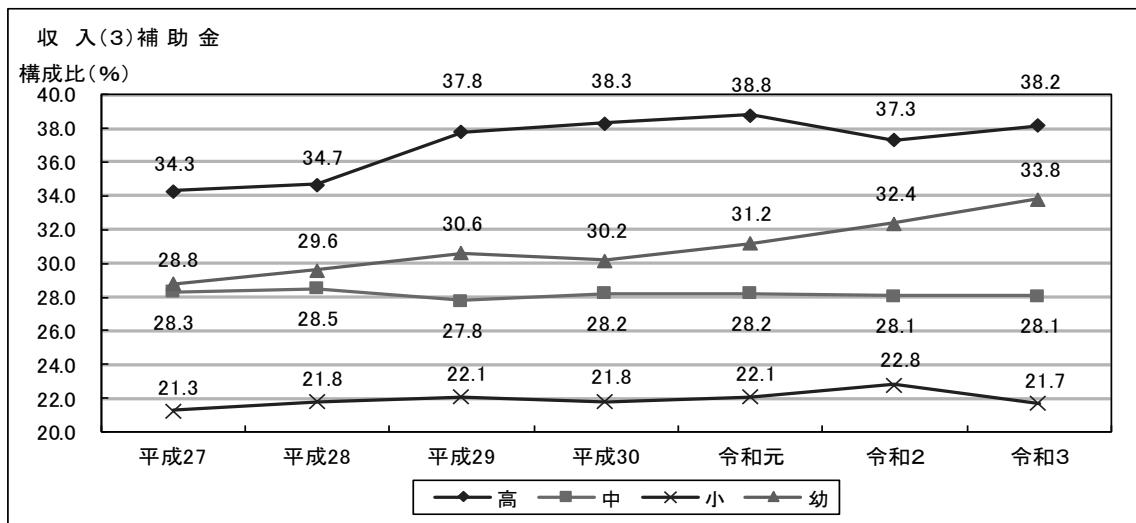
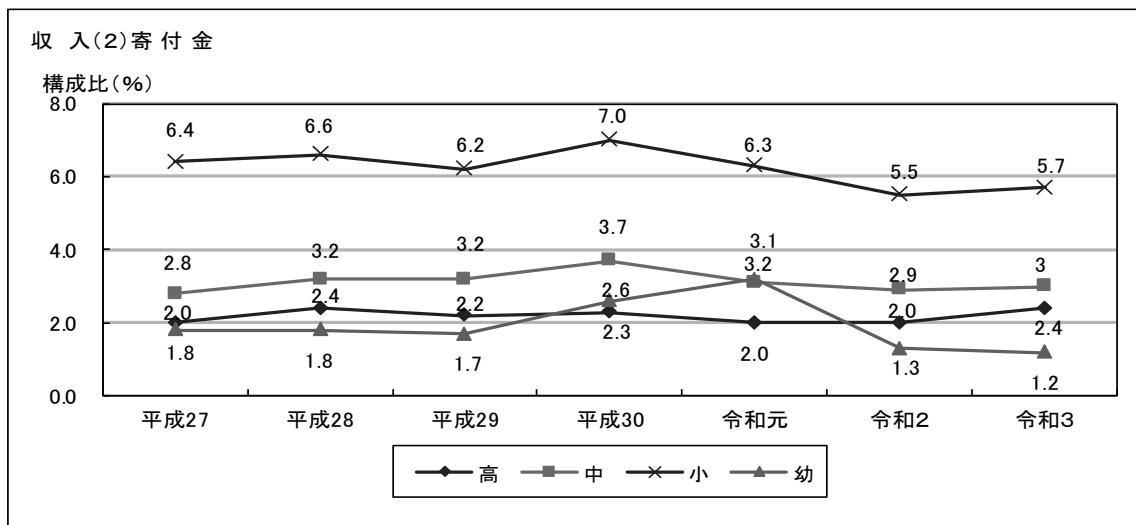
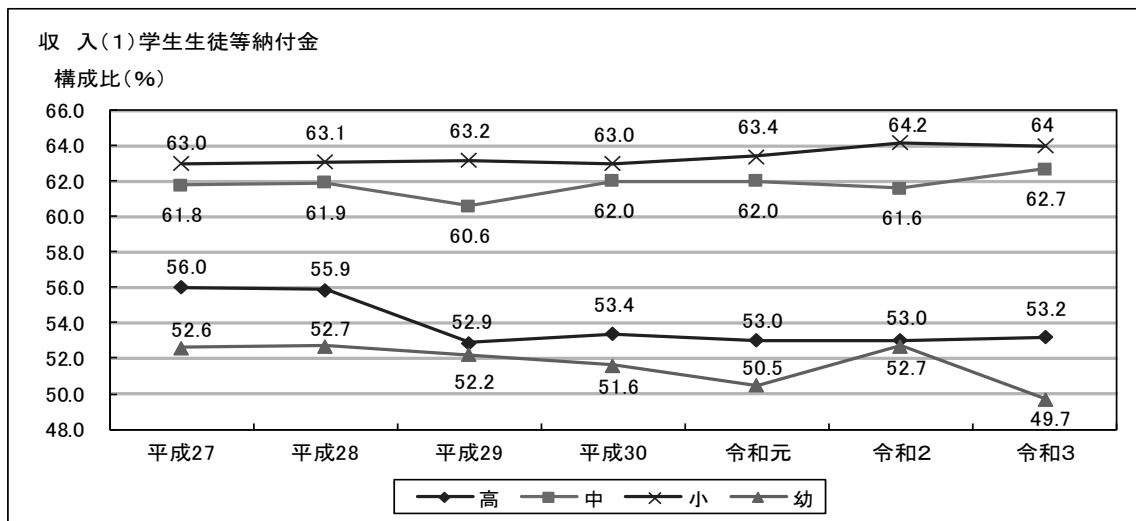
## [事業活動収支差額比率]

事業活動収入に対する基本金組入前の当期収支差額が占める割合で、この数値がプラスで大きいほど、自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕があるとみなされる。マイナスとなった場合は基本金組入前の段階で既に支出超過の状況であり、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫されているとみなされることになる。旧学校法人会計基準で「帰属収支差額比率」と呼ばれていたものである。

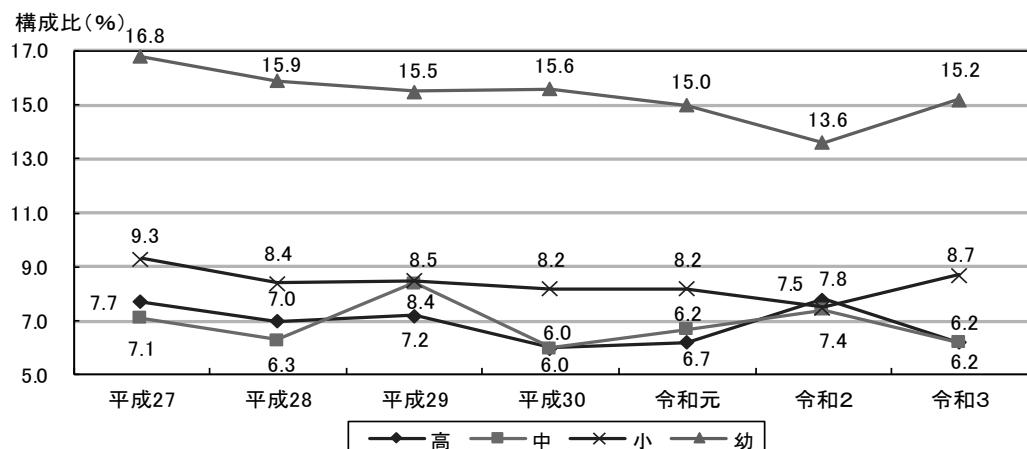
### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<図3-5>事業活動収支の科目別、学校種別構成比の年度別推移

【収入】



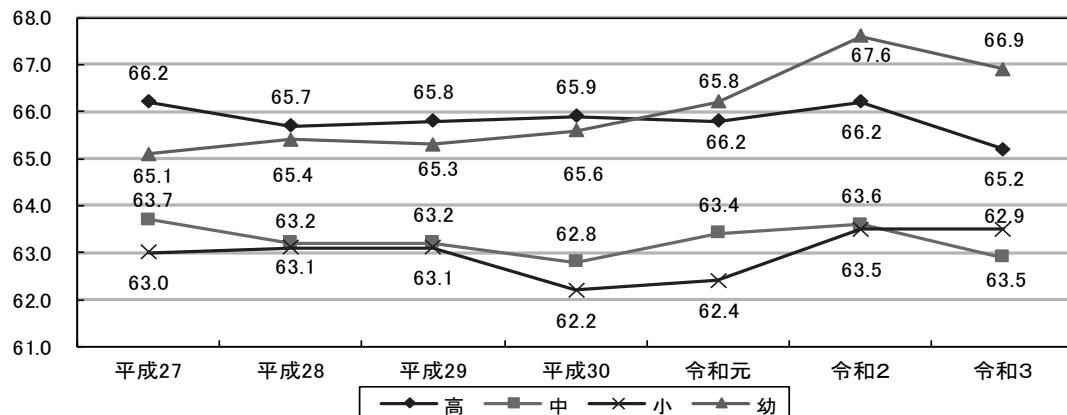
## 収入(4)その他



## 【支出】

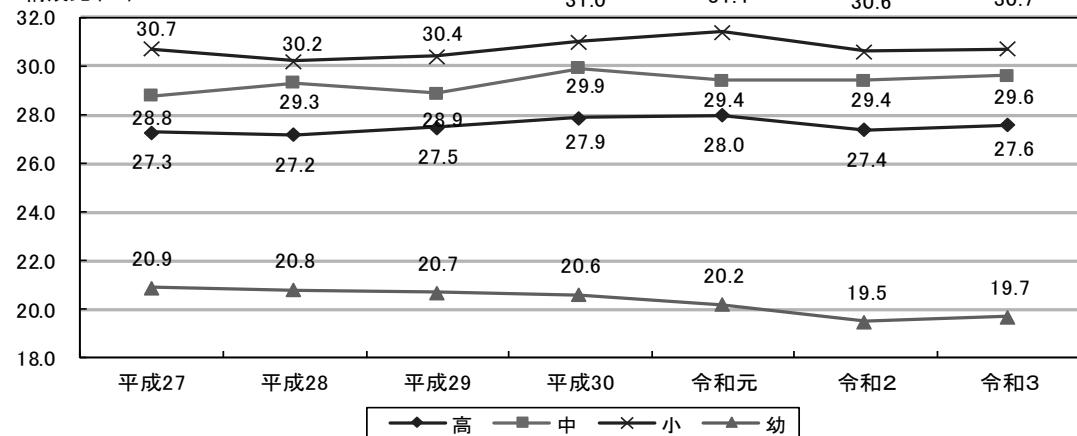
## 支出(1)人件費

構成比(%)



## 支出(2)教育研究経費

構成比(%)



### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-4＞令和3年度 事業活動収支内訳表（一校・園当たりの平均）

(単位：千円、%)

科目	高等学校(全日制)		中学校		小学校		幼稚園(学法)		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
教育活動収支	A 教育活動収入	890,139	96.2	531,406	97.5	579,900	97.2	157,965	96.7
	学生徒等納付金	492,030	53.2	342,046	62.7	381,618	64.0	81,182	49.7
	寄付金	14,581	1.6	12,070	2.2	28,321	4.7	1,866	1.1
	①経常費等補助金	343,034	37.1	147,547	27.1	125,177	21.0	51,405	31.5
	その他	40,494	4.4	29,743	5.5	44,784	7.5	23,512	14.4
	B 教育活動支出	889,966	98.2	496,304	98.7	548,136	99.5	149,612	98.8
	人件費	590,731	65.2	316,299	62.9	349,909	63.5	101,285	66.9
	教育研究経費	250,310	27.6	148,697	29.6	169,403	30.7	29,795	19.7
	管理経費	48,880	5.4	31,287	6.2	28,823	5.2	18,524	12.2
	徴収不能等	46	0.0	22	0.0	1	0.0	8	0.0
教育活動外収支	C=A-B 教育活動収支差額	173	—	35,103	—	31,764	—	8,352	—
	D 教育活動外収入	11,683	1.3	3,766	0.7	6,737	1.1	775	0.5
	E 教育活動外支出	1,406	0.2	824	0.2	1,066	0.2	393	0.3
	F=D-E 教育活動外収支差額	10,278	—	2,942	—	5,671	—	383	—
	G=(A+D) 経常収入	901,822	97.5	535,172	98.2	586,637	98.3	158,740	97.2
	H=(B+E) 経常支出	891,371	98.4	497,127	98.9	549,202	99.7	150,005	99.0
	I=G-H 経常収支差額	10,451	—	38,045	—	37,435	—	8,735	—
	J 特別収入計	23,470	2.5	10,049	1.8	9,875	1.7	4,545	2.8
	②施設設備補助金(内数)	10,252	1.1	5,515	1.0	4,355	0.7	3,812	2.3
	施設設備寄付金及び現物寄付(内数)	7,945	0.9	4,107	0.8	5,398	0.9	170	0.1
特別収支	K 特別支出計	14,742	1.6	5,591	1.1	1,804	0.3	1,469	1.0
	L=J-K 特別収支差額	8,728	—	4,458	—	8,071	—	3,075	—
	M=I+L 基本金組入前当年度収支差額	19,179	—	42,502	—	45,506	—	11,810	—
	N 基本金組入額合計	△ 81,233	—	△ 45,918	—	△ 21,924	—	△ 13,633	—
O=M+N 当年度収支差額	△ 62,055	—	△ 3,416	—	23,582	—	△ 1,823	—	
P=G+J 事業活動収入計	925,292	100.0	545,221	100.0	596,512	100.0	163,285	100.0	
Q=H+K 事業活動支出計	906,113	100.0	502,718	100.0	551,006	100.0	151,474	100.0	
M/P * 100 事業活動収支差額比率	2.1 %		7.8 %		7.6 %		7.2 %		
①+②/P 補助金比率	38.2 %		28.1 %		21.7 %		33.8 %		
学校数	231校		183校		55校		455園		

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<表3-5>令和3年度 事業活動収支内訳表（一生徒・児童・園児当たりの平均）

(単位：円、%)

科目	高等学校(全日制)		中 学 校		小 学 校		幼稚園(学法)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
教育活動収支	A 教育活動収入	1,205,860	96.2	1,239,230	97.5	1,245,538	97.2	883,004 96.7
	学生生徒等納付金	666,547	53.2	797,645	62.7	819,659	64.0	453,796 49.7
	寄付金	19,753	1.6	28,147	2.2	60,830	4.7	10,432 1.1
	①経常費等補助金	464,704	37.1	344,077	27.1	268,861	21.0	287,349 31.5
	その他	54,857	4.4	69,361	5.5	96,188	7.5	131,427 14.4
	B 教育活動支出	1,205,626	98.2	1,157,372	98.7	1,177,313	99.5	836,315 98.8
	人件費	800,256	65.2	737,603	62.9	751,552	63.5	566,173 66.9
	教育研究経費	339,091	27.6	346,758	29.6	363,853	30.7	166,551 19.7
	管理経費	66,216	5.4	72,961	6.2	61,907	5.2	103,547 12.2
	徵収不能等	62	0.0	50	0.0	2	0.0	44 0.0
	C=A-B 教育活動収支差額	234	—	81,858	—	68,225	—	46,689 —
教育活動外収支	D 教育活動外収入	15,827	1.3	8,782	0.7	14,470	1.1	4,335 0.5
	E 教育活動外支出	1,904	0.2	1,920	0.2	2,290	0.2	2,195 0.3
	F=D-E 教育活動外収支差額	13,923	—	6,861	—	12,180	—	2,139 —
	G=(A+D) 経常収入	1,221,688	97.5	1,248,012	98.2	1,260,008	98.3	887,338 97.2
	H=(B+E) 経常支出	1,207,530	98.4	1,159,292	98.9	1,179,603	99.7	838,510 99.0
	I=G-H 経常収支差額	14,158	—	88,720	—	80,405	—	48,828 —
特別収支	J 特別収入計	31,794	2.5	23,433	1.8	21,209	1.7	25,405 2.8
	②施設設備補助金 (内数)	13,888	1.1	12,862	1.0	9,354	0.7	21,310 2.3
	施設設備寄付金及び現物寄付 (内数)	10,763	0.9	9,577	0.8	11,594	0.9	948 0.1
	K 特別支出計	19,971	1.6	13,038	1.1	3,875	0.3	8,214 1.0
	L=J-K 特別収支差額	11,823	—	10,395	—	17,334	—	17,191 —
	M=I+L 基本金組入前 当年度収支差額	25,981	—	99,115	—	97,739	—	66,019 —
N	基本金組入額合計	△ 110,045	—	△ 107,080	—	△ 47,089	—	△ 76,207 —
O=M+N	当年度収支差額	△ 84,064	—	△ 7,965	—	50,650	—	△ 10,189 —
P=G+J	事業活動収入計	1,253,482	100.0	1,271,445	100.0	1,281,218	100.0	912,743 100.0
Q=H+K	事業活動支出計	1,227,501	100.0	1,172,330	100.0	1,183,478	100.0	846,724 100.0
M/P * 100 事業活動収支差額比率		2.1 %		7.8 %		7.6 %		7.2 %
①+②/P 補助金比率		38.2 %		28.1 %		21.7 %		33.8 %
生徒数		170,519		78,474		25,607		81,397



### 3 最近の私学の動向

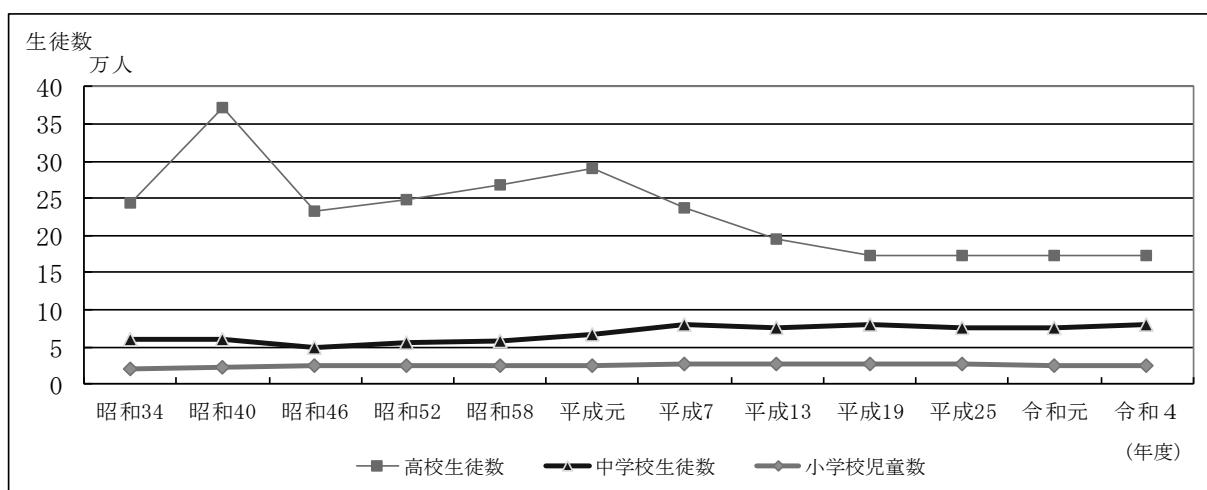
#### (1) 小・中・高等学校

##### ア 都内私立小・中・高等学校数及び生徒数の動き

学校数について、小学校は昭和40年度との比較では、ほぼ同数で推移しているが、中学・高等学校は、わずかずつではあるが減少している。

生徒数の動きをみると、高等学校（全日制・定時制）は著しく変動しており、昭和40年度の371,584人をピークに46年度にかけて37.6%と大幅に減少し、その後は緩やかに増加したが、平成元年度を境に再び減少に転じ、19年度以降は横ばいで推移して、令和4年度には171,942人となった。小学校については14年度から、中学校については16年度から、わずかに増えていたが、22年度に減少に転じた。令和4年度の小・中学校の生徒数は、昭和40年度と比較して、それぞれ13.6%、34.2%の増加となっている（図3-6）。

＜図3-6＞都内私立小・中・高等学校生徒数の推移



注) 出典は、学校基本調査による。

(各年度5月1日現在)

＜表3-8＞校種別生徒・児童数の推移

(単位：年度、人)

	昭和34	40	46	52	58	平成元
高等學校	244,720	371,584	231,891	249,193	267,861	290,252
中学校	60,725	59,554	48,350	56,666	57,629	67,178
小学校	20,495	22,643	24,050	24,811	24,998	25,772

	平成7	13	19	25	令和元	4
高等學校	237,876	194,798	172,984	174,003	173,694	171,942
中学校	81,082	75,711	80,013	76,597	75,003	79,896
小学校	26,233	26,140	26,908	26,015	25,149	25,730

注1) 高校の生徒数は本科生のみ

(各年度5月1日現在)

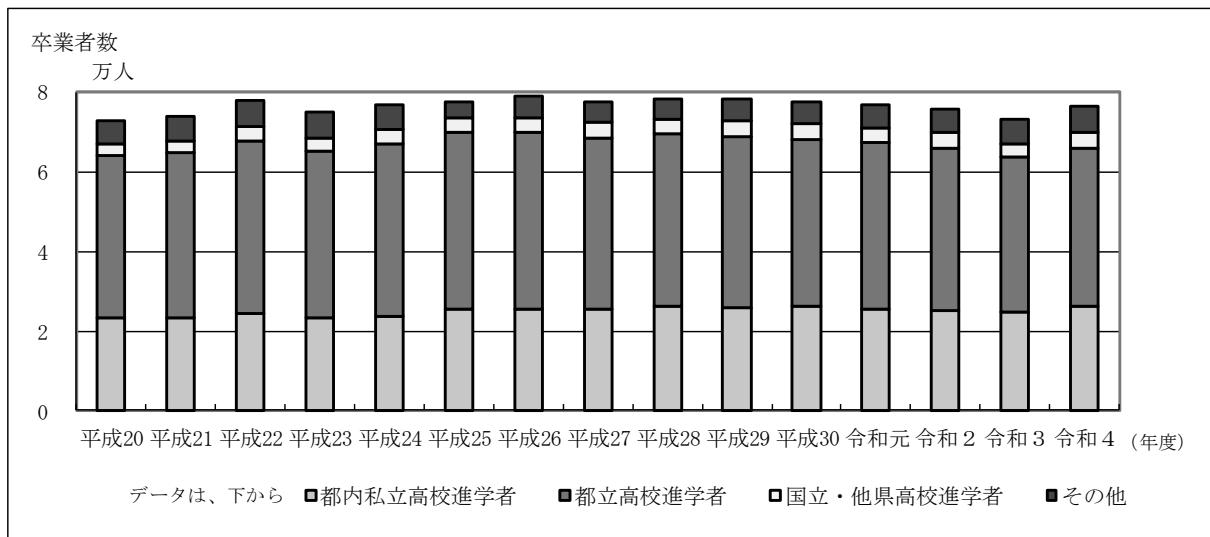
注2) 出典は、「学校基本調査」による。

## イ 当面する状況

### ① 公立中学校卒業者の就学対策等

都内の公立中学校卒業者数は、昭和61年度の約15万7千人をピークに減少傾向が続いた後、平成23年度からほぼ横ばいに推移し、令和4年度は約7万7千人となっている。また、令和4年度の都内私立高等学校への進学者数は、約2万6千人となった。(図3-7、表3-9)

<図3-7>都内公立中学校卒業者の就学状況



注) 出典は、公私連絡協議会の資料による。

都においては、都内の公・私立高等学校における教育上の問題点について協議し、相互の連絡調整を図り、高等学校教育の総合的運営とその円滑な発展のため、「東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会との連絡協議会（略称：公私連絡協議会）」を昭和47年度に設置し、中学校卒業者の高等学校への円滑な進学を図るよう、毎年度、公私一体となって協議を行ってきた。

この協議会の役割は、継続的かつ安定的な就学計画を策定し、一人でも多くの生徒を高校教育に受け入れていくため、重要なものとなっている。

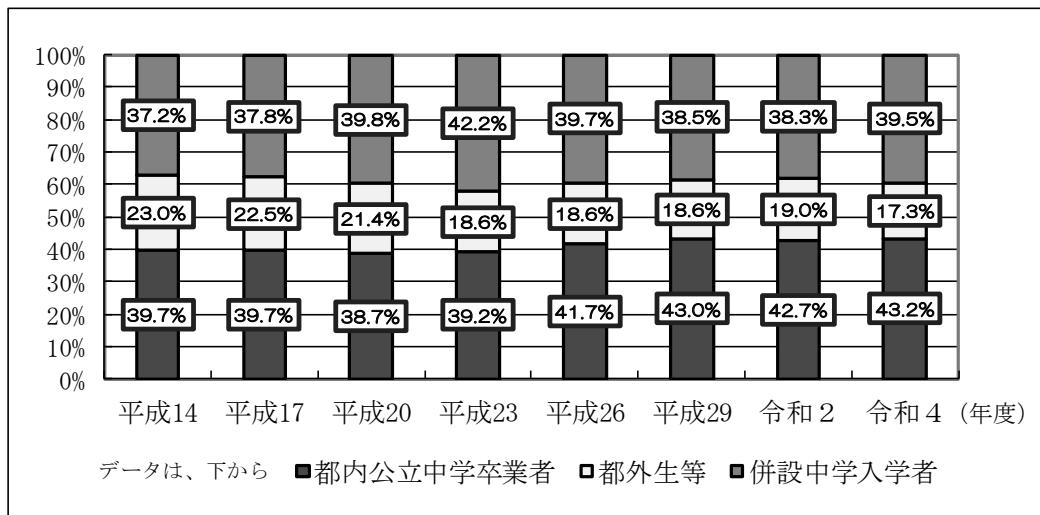
令和4年9月の公私連絡協議会において、令和5年度の就学対策として、令和元年9月に合意された「第五次中期計画」に基づく計画進学率を95%から94%に変更し、公私立高等学校の受入分担（都立41,300人、私立28,000人）について、公私間で合意した。また、その中で公私協調し、実績進学率を向上させていくこと等を確認している。

さらに、私立学校においても、社会経済の変化に的確に対応するため、自らが経営の健全化を高め、活力に満ちた個性的で魅力ある学校づくりを進めていくことが求められている。

## ② 中高一貫教育の進行

私立高等学校の令和4年度入学者のうち、併設中学校からの進学者は約4割を占めており、中高一貫教育は私学の特色の一つであることがうかがわれる。

<図3-8>私立高等学校の都内公立中学卒業者の受入状況



注) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

## ③ いじめ防止対策推進条例の施行

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。

都においては、法の趣旨を踏まえ、「東京都いじめ防止対策推進条例」が、平成26年7月2日に公布、施行された（第10・11・12条は同年8月1日施行）。本条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、都及び学校等の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、

- 都の基本方針の策定
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 重大事態を再調査するための知事の附属機関の設置

等が規定されている。

また、本条例に基づき策定された「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日決定）では、いじめ問題への基本的な考え方、学校における取組、都における取組等が示されている。

都は、本方針に基づき、学校として取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」の策定やいじめの防止等の対策組織の設置などについて、説明会を実施するなどにより周知を行った。

平成27年10月には、都内全ての私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が基本方針を策定し、対策組織を設置している。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<表3-9>高校の就学計画と実績（公立中学校卒業者）

年度区分		20	21	22	23	24	25	26	27
都内公立中学校卒業者	〈A〉	72,731 (72,838)	73,873 (73,998)	77,729 (77,809)	74,831 (74,891)	76,808 (76,739)	77,417 (77,485)	79,140 (79,177)	77,421 (77,534)
計画進学率 (%)	〈B〉	96.0 (91.97)	96.0 (91.41)	96.0 (91.55)	96.0 (91.59)	96.0 (91.92)	96.0 (91.62)	96.0 (92.78)	96.0 (93.57)
進 学 者		69,900 (66,990)	71,000 (67,643)	74,700 (71,235)	71,900 (68,594)	73,800 (70,535)	74,400 (70,989)	76,000 (73,463)	74,400 (72,552)
就学計画	都立高校	新設校※臨時分校を含む	1校 236	1校 140	4校 606	1校 236	0	0	0
		既設校	39,564	40,360	41,994	40,924	42,200	42,300	43,100
		計 〈D〉	39,800 (40,619)	40,500 (41,528)	42,600 (43,590)	41,160 (41,765)	42,200 (43,178)	42,300 (43,357)	43,100 (44,492)
	都内私立高校		27,100 (23,317)	27,500 (23,140)	28,900 (24,211)	27,800 (23,278)	28,500 (23,821)	28,700 (24,067)	29,300 (25,377)
	達成率		(86.0%)	(84.1%)	(83.8%)	(83.7%)	(83.6%)	(83.9%)	(86.6%)
	國立・他県高校・高等専門学校		3,000 (3,054)	3,000 (2,975)	3,200 (3,434)	3,100 (3,551)	3,300 (3,536)	3,400 (3,565)	3,600 (3,594)
合 計		69,900 (66,990)	71,000 (67,643)	74,700 (71,235)	72,060 (68,594)	74,000 (70,535)	74,400 (70,989)	76,000 (73,463)	74,400 (72,552)

年度区分		28	29	30	令和元	2	3	4	5
都内公立中学校卒業者	〈A〉	78,167 (78,297)	78,151 (78,257)	77,252 (77,387)	76,574 (76,746)	75,403 (75,617)	73,062 (73,218)	76,490 (76,554)	77,687 —
計画進学率 (%)	〈B〉	96.0 (93.62)	96.0 (93.01)	96.0 (93.19)	96.0 (92.70)	95.0 (92.20)	95.0 (91.55)	94.0 (91.18)	94.0 —
進 学 者		75,100 (73,300)	75,100 (72,783)	74,200 (72,117)	73,600 (71,145)	71,700 (69,721)	69,500 (67,029)	71,900 (69,802)	73,100 —
就学計画	都立高校	新設校※臨時分校を含む	0	0	0	0	0	0	0
		既設校	42,300	42,300	41,800	41,600	40,400	39,200	40,600
		計 〈D〉	42,300 (43,219)	42,300 (43,118)	41,800 (42,114)	41,600 (41,826)	40,400 (40,773)	39,200 (38,891)	40,600 (39,883)
	都内私立高校		28,800 (26,164)	28,800 (25,773)	28,500 (26,035)	28,200 (25,600)	27,500 (25,260)	26,700 (24,659)	27,600 (26,174)
	達成率		(90.8%)	(89.5%)	(91.4%)	(90.8%)	(91.9%)	(92.4%)	(94.8%)
	國立・他県高校・高等専門学校		4,000 (3,917)	4,000 (3,892)	3,900 (3,968)	3,800 (3,719)	3,800 (3,688)	3,600 (3,479)	3,700 (3,745)
合 計		75,100 (73,300)	75,100 (72,783)	74,200 (72,117)	73,600 (71,145)	71,700 (69,721)	69,500 (67,029)	71,900 (67,029)	73,100 —

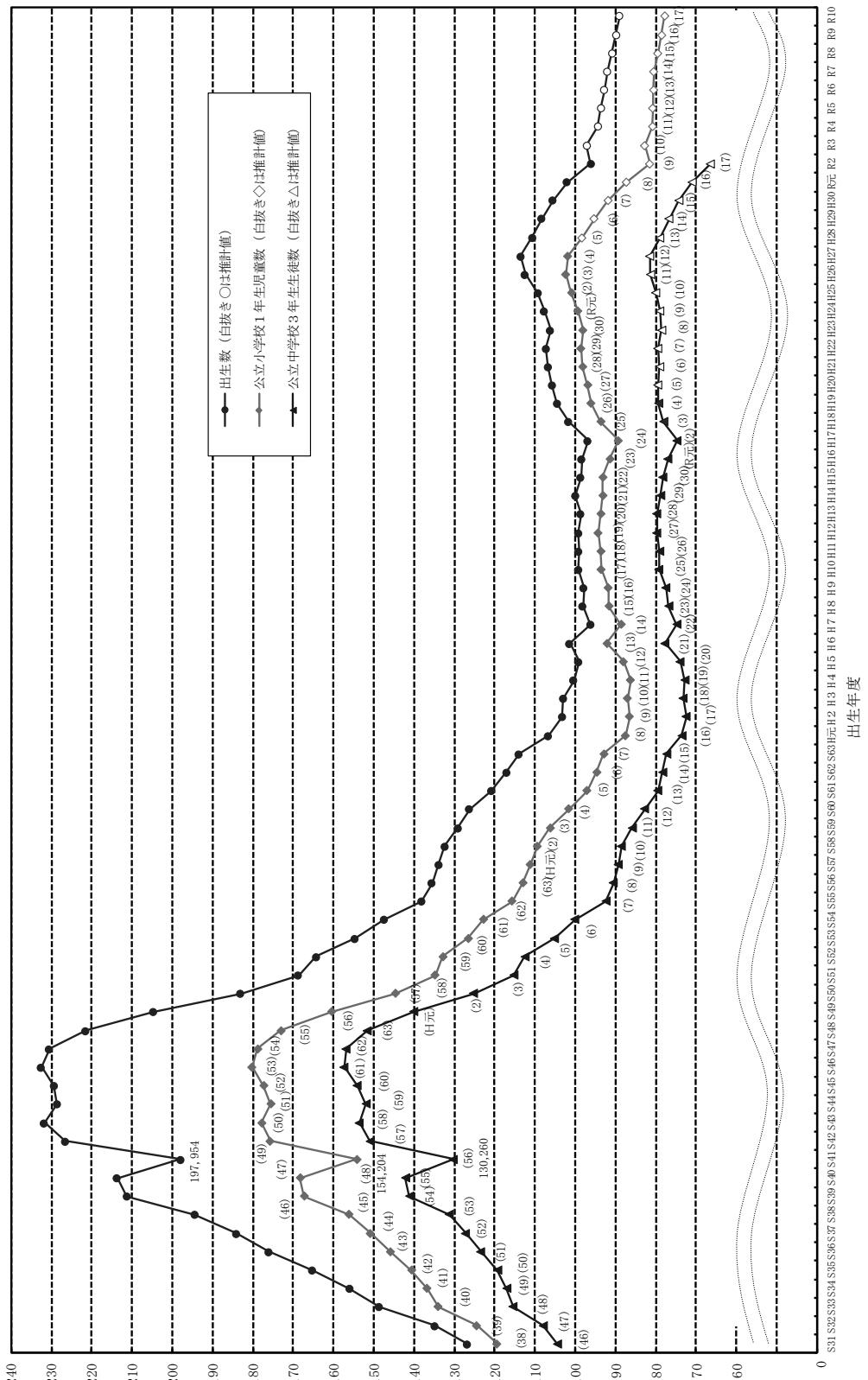
注1) ( ) 内は実績

平成26年度までについては、公立中高一貫教育校の前期課程修了者を含める。

平成26年度までについては、國立・他県高校・高等専門学校の欄に、都立高等専門学校への進学者を含めない。

注2) 出典は、公私連絡協議会資料による。

図3-9 出生数、公立小学校1年生数及び公立中学校3年生数の推移



注1)

このグラフは、出生した子供が小学校1年生、中学校3年生に進学した時の人数の変化を示したものである。

( ) 数値は、その年度に出生した子供が、それぞれの学年に進学する年度である。

例えば、昭和41年度に出生した197,954人が小学校1年生になった昭和48年度〔縦下の(48)〕には154,204人、中学校3年生になつた昭和56年度〔更にその縦下の(56)〕には130,260人に変化したことを見ている。

注2)

出典は、教育庁「令和4年度教育人口等推計報告書」による。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-10＞都内私立中学校・高等学校入試状況の推移

#### 1 中学校入学状況

年度	学校数 (校) (A)	募集人員 (人) (B)	応募人員 (人) (C)	合格者数 (人) (D)	辞退者数 (人) (E)	公募入学者数 (人) (F)	併設校入学者数 (人) (G)	入学者合計 (人) (H)=(F)+(G)	実質倍率 (倍) (C/D)
平成25	185	26,162	137,181	42,951	20,395	22,556	2,776	25,332	3.19
26	185	26,023	132,277	42,601	20,577	22,024	2,781	24,805	3.11
27	185	25,948	130,077	44,533	22,391	22,142	2,643	24,785	2.92
28	183	25,762	128,679	44,297	21,810	22,487	2,762	25,249	2.90
29	182	25,687	125,580	43,997	21,841	22,156	2,555	24,711	2.85
30	181	25,570	131,838	44,605	22,070	22,535	2,598	25,133	2.96
元	182	25,675	143,140	46,844	23,401	23,443	2,468	25,911	3.06
2	182	25,504	152,905	46,966	22,989	23,977	2,505	26,482	3.26
3	183	25,581	157,699	48,205	24,110	24,095	2,603	26,698	3.27
4	183	25,765	165,602	50,041	25,125	24,916	2,586	27,502	3.31

注1) 学校数に募集停止校は含まない

(各年度5月1日現在)

注2) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

#### 2 高等学校（全日制）入学状況

年度	学校数 (校) (A)	募集人員 (人) (B)	応募人員 (人) (C)	合格者数 (人) (D)	辞退者数 (人) (E)	公募入学者数 (人) (F)	内訳都内生数 (人)	併設校入学者数 (人) (G)	入学者合計 (人) (H)=(F)+(G)
25	233	37,873	103,092	78,753	44,231	34,522	23,543	24,051	58,573
26	232	37,891	105,059	81,082	45,054	36,028	24,904	23,713	59,741
27	232	37,976	105,783	80,851	44,405	36,446	25,061	23,030	59,476
28	231	38,203	105,266	80,333	43,642	36,691	25,584	23,012	59,703
29	231	38,466	105,152	80,496	44,399	36,097	25,207	22,567	58,664
30	231	38,450	104,430	79,099	42,532	36,567	25,548	22,342	58,909
元	231	38,539	103,148	76,401	40,387	36,014	25,058	22,594	58,608
2	231	38,241	101,233	74,901	39,166	35,735	24,723	22,140	57,875
3	231	38,157	96,692	73,732	39,143	34,589	24,135	22,766	57,355
4	232	37,435	98,632	73,604	37,778	35,826	25,570	23,406	59,232

注1) 学校数に募集停止校は含まない

(各年度5月1日現在)

注2) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

#### 3 高等学校（全日制）競争率

区分	平成25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次
実質倍率	1.11倍	1.38倍	1.10倍	1.36倍	1.11倍	1.38倍	1.12倍	1.38倍	1.12倍	1.37倍
区分	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次
実質倍率	1.12倍	1.39倍	1.14倍	1.43倍	1.15倍	1.43倍	1.14倍	1.39倍	1.12倍	1.43倍

注1) 実質倍率：応募者数／合格者

注2) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

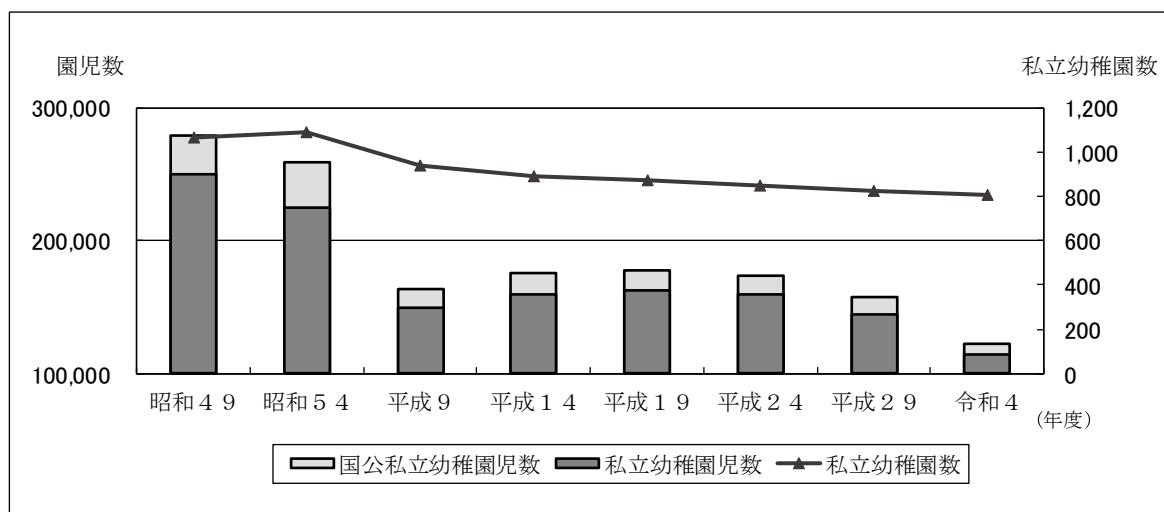
## (2) 幼稚園

### ア 都内私立幼稚園数及び園児数の動き

私立幼稚園数は、昭和 54 年度の 1,090 園をピークに減少を続け、令和 4 年度には 806 園と、約 40 年間で 284 園減少している。

園児数も、少子化を反映して、総じて減少傾向にあると言えるが、平成 10 年度から 17 年度までは増加している。平成 18 年度以降は再び減少に転じたが、23 年度及び 24 年度は増加した。平成 25 年度以降は減少しており、令和 4 年度は 114,192 人(同 3 年度 124,639 人)となり、昭和 49 年度のピーク時の園児数 250,017 人の 45.7% となっている。

＜図3-10＞都内幼稚園児数及び私立幼稚園数の推移



注) 出典は、学校基本調査による。

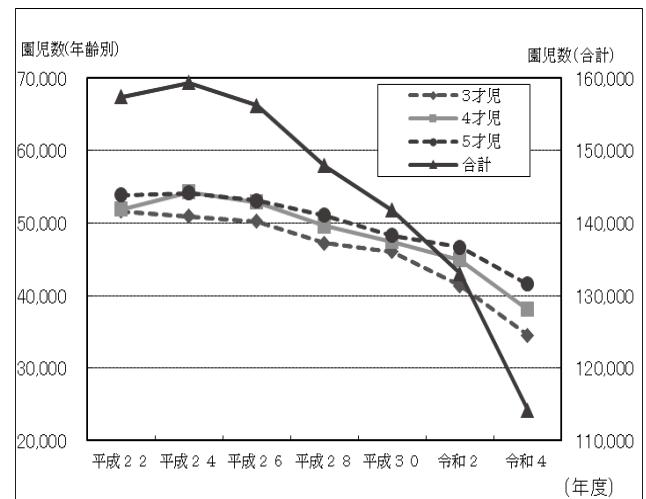
(各年度 5月 1 日現在)

3~5 才の都内幼児数は、平成 24 年度比で 4,285 人、割合にして 1.4% 増加し、私立幼稚園児数は、45,187 人、28.4% の減となっている。内訳は 3 才児 16,448 人減、4 才児 16,195 人減、5 才児 12,544 人減となっている。

＜図3-11＞3~5才の都内私立幼稚園園児数

国公立を含む園児数全体に対する私立幼稚園児の割合は、平成 24 年度の 91.8% が令和 4 年度でも 93.1% と毎年、ほぼ同じ割合で推移している。

令和 4 年度の 3~5 才の幼児数(幼稚園及び保育所等の幼児数)は、308,285 人となっており、私立幼稚園への就園率は、37.0% である。



注) 出典は、学校基本調査による。(各年度 5月 1 日現在)



#### イ 幼稚園を取り巻く社会環境の変化

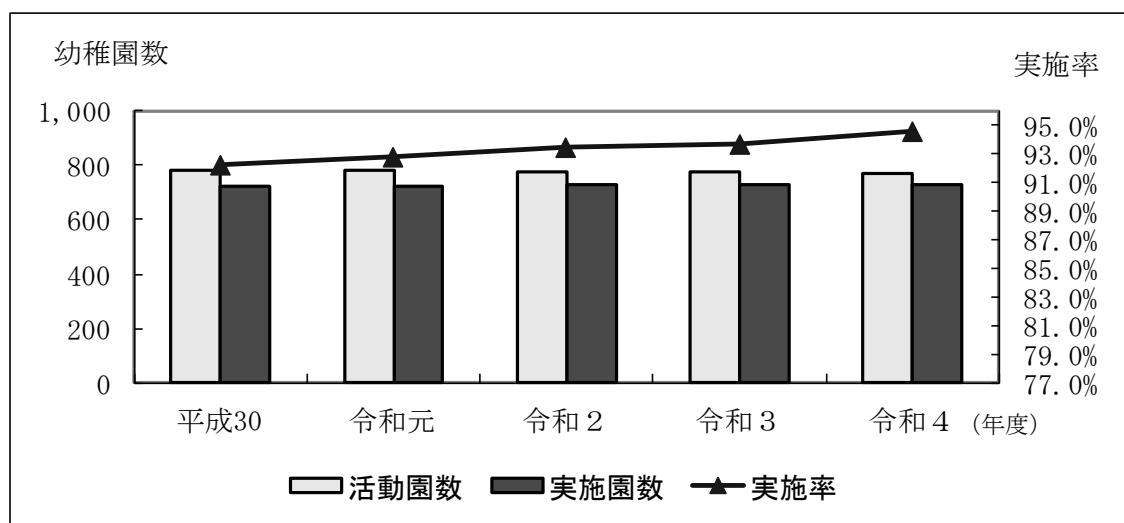
出生数は減少傾向が続き、全国の令和4年の出生数は、80万人を下回る見通しとなっている。都においても、令和3年の出生数は9万5,404人となった。合計特殊出生率も減少傾向が続き、令和3年の全国の合計特殊出生率は1.30となり、都においては、1.08と全国最低となっている。

また、かねてより社会問題となっている待機児童については、保育施設の整備等が進み、令和4年度4月1日時点では300人となった。

一方、国において、平成27年から幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が、令和元年からは、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障する幼児教育無償化が実施され、加えて、令和2年には、保育の受け皿整備等を進めるための「新子育て安心プラン」が策定された。また、令和5年4月には、文部科学省と密接に連携し、こども政策を更に強力に進めていくための新たな行政組織として、こども家庭庁が創設される。

このような社会環境の変化の中、私立幼稚園においては、建学の精神に基づく特色のある教育を実施し、その水準を更に向上させると共に、地域の実態や保護者の要請に応じて、通常の教育時間の前後や長期休業中などに預かり保育を実施したり、また、子育て支援のために、地域の人々に施設や機能を開放して幼児教育の相談に応じるなど、地域の幼児教育センター的な役割を果たすことが求められており、私立幼稚園に対する期待は、今まで以上に大きなものになってきている。

＜図3-12＞都内私立幼稚園における預かり保育の実施園数の推移



注) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

(各年度5月1日現在)

#### ウ 私立幼稚園の学校法人化の促進

都内の私立幼稚園は、児童数が昭和49年からほぼ25年間で半減するという、幼稚園経営にとって困難な環境にありながら、今なお全園児の9割以上に対する教育を担い、都の児童教育を支えている。

今後も、都における児童教育の多くは私立幼稚園に依存することとなる。

しかしながら、都内私立幼稚園の約1/3が個人立又は宗教法人立等であり、また、児童減少により、その財政基盤はぜい弱となっている。

児童教育の重要性と学校教育の公共性確保の観点からも、安定した経営基盤に培われた永続の見込める学校法人立幼稚園への変更が課題となっている。

国においては、学校法人に対する公費助成の道を開くよう、私立学校法を改正し（昭和50年8月11日施行）、私立学校振興助成法を制定（昭和51年4月1日施行）した。

また、都においては、学校法人立以外の幼稚園の設置者に対しても、地方自治法第232条の2に基づく私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱により、公費助成を行っている。

なお、国においては、既設の私立幼稚園の学校法人化を促進するため、各都道府県あて「幼稚園を設置する学校法人の認可基準等について（昭和51年12月24日文部省通知）」により認可基準の緩和を行った。

都においても、この方向を踏まえ、以下のような施策を実施してきた。

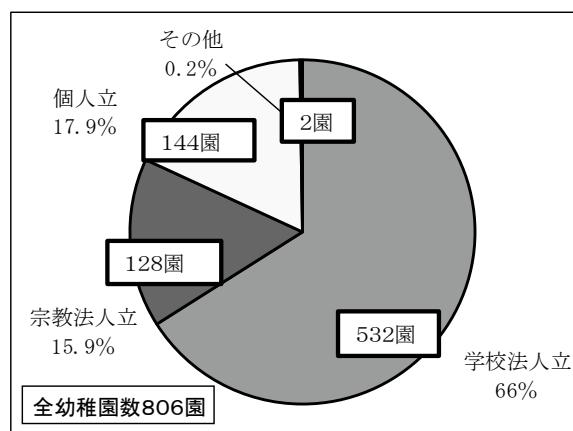
##### ① 学校法人化志向幼稚園に対する助成

都は、昭和55年度から、学校法人以外の者によって設置されている私立幼稚園の健全な発展を図るため、学校法人化に向けて努力していると認められる幼稚園（学校法人化志向幼稚園）に対し、公費による助成措置を講じている。令和4年度までに認定した学校法人化志向幼稚園は300園であり、そのうち229園が令和4年12月1日に学校法人化されている（表3-12参照）。

##### ② 学校法人化認可取扱規定の制定

都は、学校法人化の促進のため、昭和54年度に「既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規」（昭和55年1月1日施行）を制定した。その後、より一層の学校法人化促進のため、昭和59年度に「東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱特例内規」（昭和60年1月1日施行、平成2年3月31日失効）を定め、また、平成2年度からは「東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規」（平成2年4月1日施行）を定め実施している。

＜図3-13＞都内私立幼稚園における設置者別園数

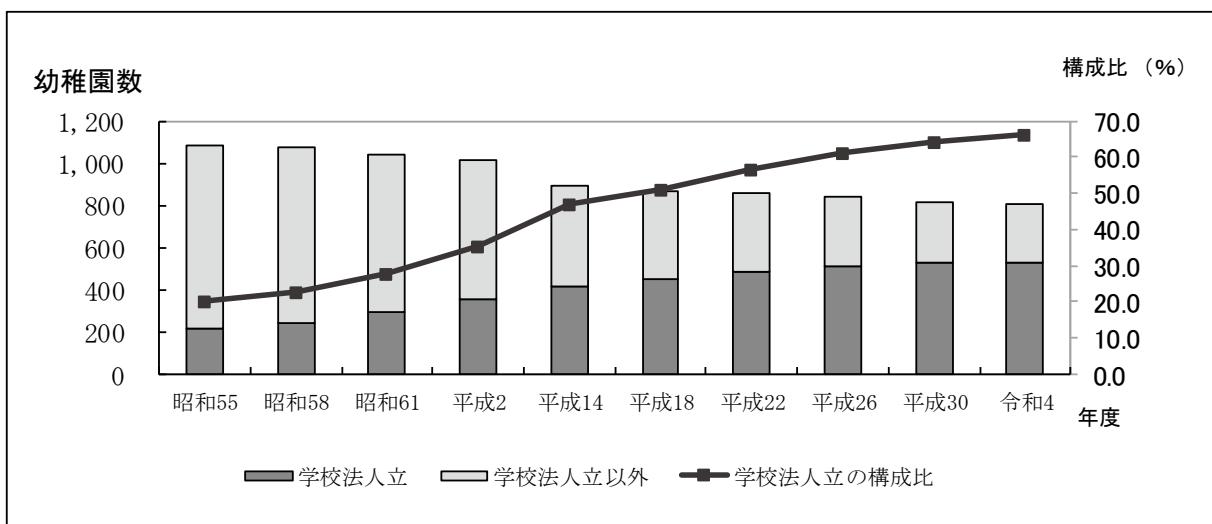


注) 令和4年5月1日現在の学校基本調査による。

これらの結果、東京都における学校法人立幼稚園は、昭和55年度の217園から令和4年度では、532園へと315園増加し、都内私立幼稚園数に占める学校法人立の構成比は20.0%から66.0%へと上昇した（図3-14参照）。

しかし、他道府県と比べ、東京都の法人化率は依然として低い状況にある（表3-14）。

＜図3-14＞都内私立幼稚園における学校法人立幼稚園数の推移



注) 出典は、学校基本調査による。

(各年度5月1日現在)



&lt;表3-13&gt;東京都内私立幼稚園設置者別園数及び在園児数の推移

年度	計		内訳							
			学校法人立		個人立		宗教法人立		財団法人立等	
	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数
55	1,087	204,281	217	46,324	544	107,773	314	48,079	12	2,105
58	1,075	171,970	244	47,307	511	84,124	308	38,641	12	1,898
61	1,040	160,332	290	56,050	449	69,455	290	33,218	11	1,609
平成2	1,011	162,685	357	71,311	377	60,009	269	30,087	8	1,278
25	848	158,051	509	107,855	176	29,497	160	20,121	3	578
26	840	156,249	514	107,582	173	28,507	150	19,565	3	595
27	833	151,595	516	106,269	169	26,166	146	18,918	2	242
28	827	147,915	518	105,142	165	24,502	142	18,036	2	235
29	822	144,566	524	104,180	157	22,920	139	17,246	2	220
30	818	141,800	528	102,857	152	21,907	136	16,828	2	208
元	815	138,333	533	101,635	148	20,769	132	15,722	2	207
2	814	133,017	533	98,473	147	19,441	132	14,905	2	198
3	811	124,639	533	93,092	145	17,977	131	13,380	2	190
4	806	114,192	532	86,178	144	16,096	128	11,739	2	179

注)出典は、学校基本調査による。

(各年度5月1日現在)

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<表3-14>主な都道府県の私立幼稚園に係る法人化状況

	総 数	国公立	私立計		私立内訳			
					学校法人立		個人立等	
北海道	園 347	園 41	園 306	% 88.2	園 305	% 99.7	園 1	% 0.3
茨城県	206	92	114	55.3	114	100.0	0	0.0
栃木県	74	2	72	97.3	69	95.8	3	4.2
群馬県	114	60	54	47.4	50	92.6	4	7.4
埼玉県	503	42	461	91.7	441	95.7	20	4.3
千葉県	459	75	384	83.7	370	96.4	14	3.6
東京都	969	163	806	83.2	532	66.0	274	34.0
神奈川県	616	36	580	94.2	482	83.1	98	16.9
新潟県	70	24	46	65.7	46	100.0	0	0.0
山梨県	55	3	52	94.5	49	94.2	3	5.8
長野県	91	8	83	91.2	82	98.8	1	1.2
静岡県	340	180	160	47.1	159	99.4	1	0.6
愛知県	399	54	345	86.5	338	98.0	7	2.0
京都府	194	47	147	75.8	141	95.9	6	4.1
大阪府	535	205	330	61.7	314	95.2	16	4.8
兵庫県	446	262	184	41.3	172	93.5	12	6.5
広島県	213	70	143	67.1	140	97.9	3	2.1
福岡県	415	28	387	93.3	346	89.4	41	10.6

全国合計	9,111	2,959	6,152	67.5	5,582	90.7	570	9.3
------	-------	-------	-------	------	-------	------	-----	-----

注)出典は、学校基本調査による。

(令和4年5月1日現在)

### (3) 専修学校

#### ア 専修学校制度創設の経緯

学校教育法の改正により、昭和 51 年に専修学校制度が創設されるまでは、わが国の学校制度には、学校教育法第 1 条に規定する学校のほか、同法第 83 条（現在：第 134 条）に規定する各種学校があった。各種学校については、「学校教育に類する教育を行うもの」と規定されるのみで、積極的な意義・目的や入学資格等の定めがなく、学校の規模や教育の水準において、学校間でかなりの差異があった。

これを改善し、一定の規模・水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることが専修学校制度創設の趣旨であった。

#### 【専修学校制度のあらまし】

- (ア) 専修学校の目的は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることである。
- (イ) 専修学校の要件は、次の三つである。
  - ・修業年限が 1 年以上であること。
  - ・授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上（年間 800 単位時間以上。ただし、夜間等において授業を行う学科については 450 単位時間以上）であること。
  - ・教育を受ける者が常時 40 人以上であること。
- (ウ) 専修学校には、教育対象者や入学資格の差異により、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。高等課程を置く学校は高等専修学校と、専門課程を置く学校は専門学校と称することができる。
- (エ) 専修学校の設置者は、学校を経営するために必要な経済的基礎、知識・経験、社会的信望を有する者でなければならない。
- (オ) 教員の資格及び数、校地・校舎の面積、設備、教育課程等は、設置基準に適合しないなければならない。

#### イ 専修学校制度の今日までの主な改正点

- ① 文部科学大臣が指定した高等課程修了者への大学入学資格の付与（昭和 60 年）
 

昭和 60 年、文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程の修了者に対して大学入学資格を付与するための措置がとられた。指定の要件は次のとおりである。

  - ・修業年限が 3 年以上であること。
  - ・課程の修了に必要な総授業時数は、2,590 単位時間以上又は総単位数が 74 単位以上であること。
  - ・卒業に必要な普通科目の総授業時数は、420 時間以上であること。

（ただし、105 時間までは教養科目で代替することができる。）
- ② 専修学校設置基準の改正（平成 6 年及び平成 11 年）
 

平成 6 年、専修学校教育の充実・振興に関する調査研究協力者会議の報告を受けて、専修学校設置基準が改正された。この改正では、各学校がその特色を生かして教育内容の充実を図ることができるようになるとともに、生涯学習振興の観点から学習機会の多様化を図るため、専門課程の授業科目に係る制限が廃止されたほか、他の専修学校等における学習成果の認定、昼夜開講制による授業、科目等履修生の受け入れ等を実施するこ

とができることとされた。

また、平成11年10月には「生涯学習審議会」の答申を受けて、専修学校設置基準の一部が改正され、多様なニーズに対応し、個々の専修学校がその特色を生かして教育内容の一層の充実を図れるよう、専修学校間及び専修学校以外の教育施設等における学修の履修認定を拡大し、また、多様なメディアを高度に利用した授業を認めるなど、より弾力的な対応が可能になった。

#### ③ 「専門士」の称号付与（平成6年）

専修学校の専門課程における学習成果の適切な評価と、修了者の社会的評価の向上を目的として、専門士の称号の付与に関する規程が制定され、文部科学大臣が以下の要件を満たすと認めて公示した課程の修了者は、専門士と称することができることとされた。

- ・ 修業年限が2年以上であること。
- ・ 課程の修了に必要な総授業時数が、1,700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- ・ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

#### ④ 専修学校の専門課程修了者の大学への編入学（平成11年）

平成9年12月の大学審議会の答申を受け、学校教育法等の改正を行い、平成11年4月1日から専修学校の専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより大学に編入学できることとなった。

なお、この法改正においては、昭和51年の専修学校制度発足以来の修了者で、大学への編入学の資格要件を満たす者全てを認めている。

大学への編入学の資格要件は、次のとおりである。

- ・ 修業年限が2年以上であること。
- ・ 課程の修了に必要な総授業時数は、1,700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。

#### ⑤ 専修学校設置基準の改正（平成14年）

平成14年4月1日から、専修学校設置基準が改正され、教育水準の向上を図り、当該専修学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとされた。

#### ⑥ 「高度専門士」の称号付与（平成17年）

専修学校の専門課程における教育内容の高度化及び修業年限の長期化を踏まえ、修了者の学習の成果を適切に評価し、その社会的評価の向上を図るため、文部科学大臣が以下の要件を満たすと認めて公示した課程の修了者は、高度専門士と称することができるのこととされた（平成17年9月9日施行）。

- ・ 修業年限が4年以上であること。
- ・ 課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間以上又は総単位数が124単位以上で

あること。

- ・ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ・ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

⑦ 専修学校の専門課程修了者への大学院入学資格付与（平成 18 年）

平成 17 年 9 月、学校教育法等の改正を行い、平成 18 年 3 月 1 日から専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者に対して、大学院入学資格を与えることとした。

文部科学大臣が定める基準（専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件）は、次のとおりである。

- ・ 修業年限が 4 年以上であること。
- ・ 課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 単位時間以上又は総単位数が 124 単位以上であること。
- ・ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ・ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

⑧ 専修学校設置基準の改正（平成 18 年）

平成 18 年 3 月 1 日から、専修学校設置基準が改正された。それにより、近年の情報通信技術の発展、各家庭へのブロードバンド通信の普及を踏まえ、専修学校が多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業について、その履修の範囲を、課程の修了に必要な総授業時数の 4 分の 3 を超えないものとするよう拡大するとともに、自宅等においても当該授業を履修することができるようになった。

⑨ 専修学校設置基準の改正（平成 24 年）

平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」の中で、専修学校への単位制・通信制の導入が明記され、平成 23 年 3 月中央教育審議会において「単位制・通信制の制度化に期待」との答申がされた。

これに基づき、専修学校設置基準が改正され、生涯学習機会充実の観点から、社会人等の多様な学習ニーズへの対応を目的として、専修学校において「単位制・通信制」が導入された（平成 24 年 4 月 1 日施行）。

⑩ 「職業実践専門課程」の認定（平成 25 年）

平成 23 年 1 月の中央教育審議会の答申、平成 25 年 6 月の教育振興基本計画及び平成 25 年 7 月の専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告における提言等を踏まえ、専修学校の専門課程であって、以下の要件を満たす場合、文部科学省が「職業実践専門課程」として認定し奨励することで、職業教育の水準の維持向上を図るとされた（平成 25 年 8 月 30 日施行）。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

- 専門士又は高度専門士と称することができる専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること（令和4年度認定より追加要件）。
- 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- 前段に記載の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

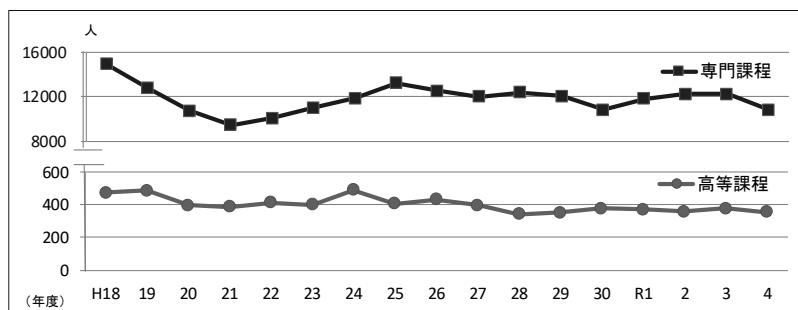
#### ⑪ 「キャリア形成促進プログラム」の認定（平成30年）

平成29年3月の「これからの中修学校教育の振興のあり方検討会議」報告及び平成30年6月閣議決定の「教育振興基本計画」等を踏まえ、中修学校の専門課程又は特別の課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上及びキャリア形成を図る機会の拡大に資するとされた。

#### ウ 都内における専修学校の現状

都内に所在する私立専修学校は、令和4年5月現在、学校数が384校、生徒数が132,090人であり、都内の専修学校全体に対する割合は、学校数で97.7%、生徒数で98.5%となっており、私立が大部分を占めている。このうち、高等課程の学科は、中学校卒業で資格が取得できる調理師、美容師等の衛生関係、准看護師等の医療関係や音楽・芸術等の文化・教養関係が多い。専修学校の高等課程は、中学卒業後の多様な進路を保障するという意味で、重要な役割を担っている（図3-15）。

＜図3-15＞都内新卒進学者数の推移



注）出典は、学校基本調査による。  
(各年度5月1日現在)

専門課程は、大学・短大と並ぶ高等教育段階における職業教育機関として、職業人の育成等の面で大きな役割を果たしている。令和4年3月における都内の高等学校の卒業者98,713人の進路を見ると、大学学部69.7%、短大本科1.7%に対し、専修学校の専門課程への進学者は11.0%となっている（表3-17）。

専門課程の都内の分野別生徒数の構成比を10年前との比較で見ると、工業関係などでポイントが上がり、医療関係及び教育・社会福祉関係などではポイントが下がっている（表3-18）。

また、専門課程の分野別の特徴を、都内と全国との分野別生徒数の構成比の比較で見ると、都内では文化・教養関係が高く、医療関係は低い。

専門課程への新卒進学者数は、制度発足以来増加し続け平成4年には32,000人に達した。しかし、以降は減少傾向に転じ、平成17年にはピーク時の半数（16,000人）を下回った。

その後の進学者数は、平成21年を境に緩やかに増加したのち減少傾向にあったが、令和元年に微増、令和4年には再び減少し10,847人となった。

少子化による生徒数の減少は、学校経営に少なからぬ影響を与えている。

また、一般課程は入学資格が制度上限定されていない課程であるが、現状では多くが大学受験・補習を目的とした学校となっている。ここ数年は生徒数が伸び悩んでいるが、これは、18歳人口の減少と大学進学率等の影響と思われる。

#### エ 最近の動き

専修学校と関連する最近の動きとして、令和2年4月1日に専門職大学等の制度化がなされた。

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務となっている。こうした背景から、平成29年5月第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」が成立し、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられることとなった。

専門職大学等については、大学制度に位置づけられるものであり、所轄庁は国（文部科学省）となるが、都及び区市においては、既存の専修学校から専門職大学等に移行する場合に、準学校法人及び専修学校の所轄庁として、定員変更、校地・校舎変更、学校廃止、寄附行為変更等に係る認可、諸届けの受理等について、相互に連携を図りつつ対応している。



### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<表3-16>都内中学校卒業者の進路状況の推移

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実数 (人)	卒業者数	103,446	104,787	104,164	104,543	103,274	102,257	102,161	100,463	98,235	102,429
	高等学校等進学者	101,677	103,093	102,570	103,289	101,960	100,962	100,819	99,230	97,068	101,173
	高等学校全日制	95,185	96,756	96,270	96,696	94,987	94,405	93,737	91,736	89,406	92,580
	高等学校定期制	3,704	3,462	3,225	3,049	3,070	2,510	2,471	2,512	2,246	2,548
	高等学校通信制	1,288	1,296	1,502	1,975	2,320	2,510	3,173	3,583	4,002	4,565
	その他	1,500	1,579	1,573	1,569	1,583	1,537	1,438	1,399	1,414	1,480
	専修学校高等課程進学者	405	432	397	341	350	378	372	358	376	356
	専修学校一般課程等入学者	203	156	192	118	136	143	156	105	136	155
	専修学校一般課程	71	56	70	50	53	76	75	50	62	62
	各種学校	132	100	122	68	83	67	81	55	74	93
構成比 ・進学率 ・入学率等 (%)	公共職業能力開発施設等	40	17	29	21	18	15	16	18	11	6
	就職者	338	351	259	186	174	148	130	127	105	78
	上記以外の者・死亡・不詳	783	738	717	588	636	611	668	625	539	661
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高等学校等進学者	98.3	98.4	98.5	98.8	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8
	高等学校全日制	92.0	92.3	92.4	92.5	92.0	92.3	91.8	91.3	91.0	90.4
	高等学校定期制	3.6	3.3	3.1	2.9	3.0	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5
	高等学校通信制	1.2	1.2	1.4	1.9	2.2	2.5	3.1	3.6	4.1	4.5
	その他	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4
	専修学校高等課程進学者	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	専修学校一般課程等入学者	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
	専修学校一般課程	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
	各種学校	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	公共職業能力開発施設等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	就職者	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	上記以外の者・死亡・不詳	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6
再掲	就職進学者等を含む就職者	385	384	303	202	187	165	147	144	122	90
	就職進学者等を含む就職率	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1

注1) 「就職進学者等」とは、就職しながら進・入学している者である。

(各年度5月1日現在)

注2) 「その他」とは、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部である。

注3) 出典は、学校基本調査による。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-17＞都内高等学校卒業者の進路状況の推移

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実数 (人)	卒業者数	101,970	98,535	100,635	100,422	102,326	101,782	101,723	100,178	98,943	98,713
	大学等進学者	66,451	65,088	67,207	66,778	67,455	65,863	66,248	66,737	68,292	70,555
	大学学部	63,266	62,055	64,301	64,161	65,028	63,550	64,133	64,619	66,352	68,782
	短期大学本科	3,077	2,938	2,802	2,532	2,340	2,217	1,977	1,982	1,793	1,636
	大学・短期大学通信制	46	38	48	37	39	49	98	94	111	98
	その他の	62	57	56	48	48	47	40	42	36	39
	専修学校専門課程進学者	13,248	12,537	11,997	12,395	12,040	10,839	11,846	12,261	12,239	10,847
	専修学校一般課程等入学者	6,838	5,997	6,234	5,649	5,987	7,842	6,901	6,351	5,220	5,091
	専修学校一般課程	4,522	4,078	4,276	3,724	3,938	5,770	5,426	5,436	4,338	4,176
	各種学校	2,316	1,919	1,958	1,925	2,049	2,072	1,475	915	882	915
構成比・進学率等 (%)	公共職業能力開発施設等	334	344	313	278	320	312	279	258	289	245
	就職者	5,989	6,141	6,669	6,838	6,840	6,567	6,426	6,834	5,710	5,160
	上記以外の者・死亡・不詳	9,110	8,428	8,215	8,484	9,684	10,359	10,023	7,737	7,193	6,815
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大学等進学者	65.2	66.1	66.8	66.5	65.9	64.7	65.1	66.6	69.0	71.5
	大学学部	62.0	63.0	63.9	63.9	63.5	62.4	63.0	64.5	67.1	69.7
	短期大学本科	3.0	3.0	2.8	2.5	2.3	2.2	1.9	2.0	1.8	1.7
	大学・短期大学通信制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
	その他の	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専修学校専門課程進学者	13.0	12.7	11.9	12.3	11.8	10.6	11.6	12.2	12.4	11.0
	専修学校一般課程等入学者	6.7	6.1	6.2	5.6	5.9	7.7	6.8	6.3	5.3	5.2
	専修学校一般課程	4.4	4.1	4.2	3.7	3.8	5.7	5.3	5.4	4.4	4.2
	各種学校	2.3	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	1.5	0.9	0.9	0.9
再掲	公共職業能力開発施設等	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	就職者	5.9	6.2	6.6	6.8	6.7	6.5	6.3	6.8	5.8	5.2
	上記以外の者・死亡・不詳	8.9	8.6	8.2	8.4	9.5	10.2	9.9	7.7	7.3	6.9

注1)「その他」とは、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科及び特別支援学校高等部専攻科である。

注2)「就職進学者等」とは、就職しながら進・入学している者である。

(各年度5月1日現在)

注3)出典は、学校基本調査による。

### 第3章 私立学校の認可・指導と動向

<表3-18>都内専修学校課程別・分野別生徒数（国・公・私立）(単位：人) 【参考】全国

分野	専修学校合計		高等課程		専門課程		一般課程		専門課程	
	平成24年	令和4年	平成24年	令和4年	平成24年	令和4年	平成24年	令和4年	平成24年	令和4年
工業関係 (電気、情報処理、自動車整備等)	18,120	23,420	91	56	18,029	23,364				
	(12.8)	(17.5)	(2.9)	(2.0)	(14.0)	(18.8)				
農業関係 (バイオテクノロジー、園芸、動物管理等)	370	408			370	408				
	(0.3)	(0.3)			(0.3)	(0.3)				
医療関係 (看護、歯科衛生、理学療法等)	27,048	22,747	1,035	487	26,013	22,260				
	(19.0)	(17.0)	(32.7)	(17.2)	(20.1)	(18.0)				
衛生関係 (調理、栄養、美容、理容)	20,689	19,422	1,236	1,420	19,429	17,988	24	14		
	(14.6)	(14.5)	(39.0)	(50.1)	(15.0)	(14.5)	(0.2)	(0.2)		
教育・社会福祉関係 (教員養成、保育、介護福祉等)	7,156	5,259			7,156	5,259				
	(5.0)	(3.9)			(5.5)	(4.2)				
商業実務関係 (経理、経営、観光等)	13,492	12,348	19	2	13,422	12,322	51	24		
	(9.5)	(9.2)	(0.6)	(0.1)	(10.4)	(9.9)	(0.5)	(0.3)		
服飾・家政関係 (ファッショング、洋裁等)	6,670	6,893	91	51	6,513	6,833	66	9		
	(4.7)	(5.1)	(2.9)	(1.8)	(5.0)	(5.5)	(0.7)	(0.1)		
文化・教養関係 (語学、デザイン、音楽、予備校等)	48,444	43,539	695	819	38,169	35,540	9,580	7,180		
	(34.1)	(32.5)	(21.9)	(28.9)	(29.6)	(28.7)	(98.5)	(99.3)		
合計	141,989	134,036	3,167	2,835	129,101	123,974	9,721	7,227		
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		

注1) 出典は、学校基本調査による。

(各年度5月1日現在)

注2) ( )内は、構成比 (%)

#### (4) 留学生の違法活動防止対策

##### ア 事業目的等

犯罪や不法就労などの違法活動で摘発された外国人には多くの留学生、元留学生が含まれている。留学生等の違法活動を未然に防止するためには、彼らが在籍する学校が、十分な在籍管理、生活指導を行うことが必要である。このため、「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」（平成15年10月設置。構成団体は、※を参照）を通じた関係機関の連携により、都内の専修学校など留学生が在籍する学校への指導を強化するとともに、違法活動防止のための留学生への生活指導に関する啓発活動を実施している。

※「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」構成団体

東京都、文部科学省、東京出入国在留管理局、警視庁、新宿区、台東区、渋谷区、豊島区、武蔵野市、一般財団法人日本語教育振興協会、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

##### イ 事業内容（令和4年度）

- ① 関係機関の連携による留学生の違法活動防止に係る学校への指導強化
  - ・留学生を多く受け入れている都内の専修・各種学校に対し、東京出入国在留管理局、都、関係区・市の合同調査チームによる調査を実施
- ② 留学生への生活指導等に関する啓発
  - ・日本への留学希望者に対して配布する「日本留学生活の予備知識」及び宣伝用リーフレットの作成（中国簡体字/繁体字・ハングル・英語・ベトナム語・ネパール語・タイ語・インドネシア語・ミャンマー語・シンハラ語）
  - ・大学・短大・専修学校・日本語学校等の教職員を対象とした生活指導等講習会の開催
  - ・専修学校・各種学校の留学生担当教職員向け研修会の開催
  - ・「留学生指導担当者相談窓口」（平成16年4月公益社団法人東京都専修学校各種学校協会内に設置）の運営等

##### ウ 今後の取組

令和5年度は、「専門学校・各種学校における留学生受入れ等に係る管理指針」（平成17年4月1日施行）に基づき、引き続き、関係機関と連携の上、専修・各種学校に対する指導、啓発活動等を実施していく。

<表3-19>留学生の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
留学生数（全国）	184,155	208,379	239,287	267,042	298,980	312,214	279,597	242,444
留学生数（都内）	69,903	81,543	92,534	103,456	114,833	116,094	100,799	85,191
うち専修学校 (専門課程)	13,075	16,831	19,395	19,645	23,421	25,230	24,701	20,431
うち日本語 教育機関	24,623	30,986	37,093	42,688	47,536	43,673	30,628	21,331

注1) 独立行政法人日本学生支援機構の外国人留学生在籍状況調査結果から。（各年度5月1日現在）

注2) 「うち専修学校（専門課程）」には、専修学校専門課程の日本語学科等の日本語教育機関も含まれている。

注3) 「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む。）短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。